5　「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた電気通信設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか記載すること。

6　「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。

7　「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告（苦情等）数並びに当該事故に係る広報の手段（ホームページの掲載、報道発表等）、日時及び内容を記載すること。

8　電気通信主任技術者の氏名は、法第45条第１項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則第３条の２第１項又は第２項の規定により配置する者の氏名を記載すること。

9　電気通信主任技術者の氏名は、電気通信主任技術者の選任を必要としない場合又は報告に係る事故が、電気通信主任技術者が管理する事業用電気通信設備以外の設備の故障が原因で発生した場合は、記載を要しない。

10　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第三十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十六条第一項の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日　　総務大臣　原口　一博

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第二十七を次のように改める。

様式第27（第７条の２関係）

事故発生状況報告

年　　月分から
年　　月分まで

事業者名

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

電気通信主任技術者の氏名

発生年月日（発生時刻）	復旧年月日（復旧時刻）	影響地域	影響利用者数	主な発生原因	故障設備	措置模様	備考	影響を与えた電気通信役務			

注１　電気通信主任技術者の氏名は、電気通信事業法第45条第１項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第３条の２第１項又は第２項の規定により配置する者の氏名を記載すること。

2　電気通信主任技術者の氏名は、電気通信主任技術者の選任を必要としない場合又は報告に係るすべての事故が、電気通信主任技術者が管理する事業用電気通信設備以外の設備の故障等が原因で発生した場合は、記載を要しない。

3　「復旧年月日」の欄は、第７条の２第１項第３号に該当する事故については記載を要しない。

4　「影響地域」の欄は、全国（一の都道府県及びそれに隣接する都道府県の区域を超える地域を含む）、一の都道府県及びそれに隣接する都道府県の区域を超えない地域、一の都道府県の区域を超えない地域、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及びそれに隣接する市町村の区域を超えない地域、一の市町村の区域を超えない地域又はその他から選択し、記載すること。

5　「影響利用者数」の欄は、100万以上、10万以上、３万以上、5,000以上、500以上、500未満又は不明から選択し、記載すること。

6　「主な発生原因」の欄は、「自然故障」、「ソフトウェア不具合」、「異常トラヒック」、「人為要因」、「他の電気通信事業者の事故による要因（卸電気通信役務を提供する電気通信事業者、接続先の電気通信事業者、その他）」、「停電（通常受けている電力の供給の停止）」、「自然災害」、「火災」、「第三者要因（道路工事による断線、車両による断線、その他）」、「不明」、その他の発生原因を記載すること。

7　「故障設備」の欄は、「電源」、「回線交換設備」、「伝送路設備（専用線・ダークファイバ、海底ケーブル、その他）」、「伝送交換設備（L2SW、L3SW・ルータ、その他）」、「附属設備」、「不明」、その他の故障設備を記載すること。

8　「措置模様」の欄は、「ハードウェア交換」、「ハードウェア修復」、「ソフトウェア修正（設定変更、バージョンアップ、その他）」、「ケーブル修復・張替」、「系切替」、「設備リセット・再起動」、「他事業者にて対応」、「自然復旧」、その他の措置模様を記載すること。

9　注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。

10　「影響を与えた電気通信役務」の欄は、電気通信事業法施行規則様式第４による電気通信役務の種類から選択し、記載すること。

11　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十二年七月一日以降である報告から適用する。

○総務省令第四十号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三の規定に基づき、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日　　総務大臣　原口　一博

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一検知・測定用器具の項中「生物剤検知器※※※」を「化学剤検知器※※※」に「生物剤検知器※※※」に改める。

別表第三高度救助用器具の項中「水中探査装置※」を「水中探査装置※」に「検知型遠隔探査装置※※※」に改める。

別表第三備考中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　※※※印のものは、地域の実情に応じて備えるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。